令和6年度

恩廻公園調節池管理棟

会議室の利用について

1 施設の開放趣旨

河川施設である恩廻公園調節池管理棟の会議室を、鶴見川流域の河川環境の向上、地域におけるコミュニティーづくり、地域文化の振興に寄与するために、公務に支障のない範囲で地域住民の方々に開放致しますので、業務に負担のかからない範囲での利用をお願いいたします。

2 施設について

■会議室の概要

会議室の概要			
名 称	面積		
1階会議室(パブリックルーム)	8 5 m²		

※会議室の連絡先 恩廻公園調節池管理棟 TEL 044-988-0523

■利用できる日時

利用できる日は、火曜日から日曜日までと祝日です。なお、閉館日は利用できません。 閉館日は月曜日及び年末年始(令和6年12月29日から令和7年1月3日)です。 なお、月曜日が祝日の場合は、その直後の平日が閉館日になります。

利用は2時間以上1時間単位でお申し込みください。

会議室の利用ができる時間				
区分	利用できる時間	利用できる曜日		
午前	9:00~12:00	小。ロ・知口(開始ロは利田でキナギ))		
午後	13:00~17:00	- 火〜日・祝日(閉館日は利用できません -		
夜間 17:00~21:00	火~日曜日の6日間のうち、先着3日間まで			
		利用できます。		

■光熱水費の負担

使用料は免除となりますが、光熱水費を負担していただきますので、**申し込み時に必ず** ご持参ください。

会議室等利用時の光熱水費負担額一覧表				
時間	2 時間	3 時間	4時間	
	(52)	(79)	(105)	
負担額	580円	870円	1,160円	

注3)()内は消費税で内書です。R6.4.1現在

3 利用方法について

■利用団体の登録

利用の申込を行う前に、あらかじめ利用団体を登録する必要があります。

申し込みを行う10日前までに『利用団体登録表』に所定の事項を記入し川崎治水センターで手続きを行ってください。郵送での登録もできます。

『利用団体登録表』は、川崎治水センター及び恩廻公園調節池管理棟受付に用意してあります。

恩廻公園調節池管理棟会議室を利用できるのは、恩廻公園調節池周辺の上麻生東町内会、下麻生自治会、寺家町内会、三輪町内会、三輪住宅自治会に在住する者と、川崎市内に在住・在勤・在学する者により構成されている地域の自治会、文化サークルなどと、鶴見川水系の河川環境の向上に資する活動を行う団体で、あらかじめ利用団体の登録を受けた団体の構成員です。**営利目的の団体の利用はできません。**

■予約

- (1) 利用を希望される方は、先ず予約をお願いします。
- (2) 予約時には団体名と利用希望日及び利用時間を確認します。
- (3) 予約は、電話及び川崎治水センターで先着順に利用希望日の3ヶ月前の同日、午前 9時から開始し、利用申込みの期限日まで受付けます。

(例:10月5日に利用希望の場合7月5日より予約を受付けます。) なお、予約受付け開始日が、土・日・祝日・年末年始の場合は、**その直前の平日** になります。

■利用申込み

- (1) 予約完了後に、必ず利用申込みをしてください。
- (2) 利用申込時には団体名と利用希望日時を確認します。川崎治水センターに用意している『恩廻公園調節池施設利用申込書』に必要事項を記入して申し込みください。
- (3) 利用申込みの期限日は、昼間利用の場合は3日前、夜間利用の場合は14日前です。 なお、この日が土・日・祝日・年末年始の場合は、その直前の平日になります。
- (4) 利用申込みは川崎治水センターで受付けます。また、電話での利用申込は出来ません。

■予約・利用申込みの受付日時及び場所

【受付日及び時間】

平日の、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時45分まで。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(令和6年12月29日から令和7年1月3日)は予約・利用申込みはできません。

【受付場所】

神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター

〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1

TEL 044-932-7211 FAX 044-932-8259

【予約電話番号】

予約電話番号 神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター TEL 044-932-7211

【地図】 小田急線生田駅から徒歩 15 分・南武線中野島駅から徒歩 20 分



4 利用の取消

- ■次のような利用は、取消等をすることがあります。
- (1) 申込団体が虚偽の申込をしたことが判明したとき。
- (2) 目的外の利用をしたり、登録を受けていない団体又は構成員が利用しようとしたとき。
- (3) 迷惑となるような大きな音や振動を出して利用するとき。
- (4) 営利行為、政治活動、宗教活動等を目的として利用するとき。
- (5) 県機関が使用する必要がある場合又は、その執務に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- (6) その他所長が特に支障があると認めたとき。

5 利用上の注意

- (1) 利用開始時刻と終了時刻は、厳守してください。 (準備と片付けの時間も利用時間に含みます。)
- (2) 利用開始時に、受付に『恩廻公園調節池施設利用許可書』を提示してください。
- (3) 冷房の使用期間は、7月から9月までで**設定温度29度**。暖房の使用期間は、12月から3月までで**設定温度19度**となっています。
- (4) 会議室内での飲酒、飲食(含むガム、飴等)及び喫煙は固くお断りします。 (ペットボトルのお茶等は可とします)
- (5) 黒板(ホワイトボード)以外の設備(電気コンロ、冷蔵庫等)を使用しないでください。
- (6) 火気の使用や危険物の持ち込みはおやめください。
- (7) 会議室において使用した机、いす等は元の場所に戻してください。
- (8) 利用中の事故は、当所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- (9) 利用後は整理整頓・消灯をし、受付に声をかけてください。一緒に確認させていただきます。また、ごみは必ずお持ち帰りください。
- (10) 忘れ物の無いように、責任者は確認してください。万一、忘れ物があった場合の保管期間は、6か月とします。
- (11) 利用中に施設、器具等破損した場合、直ちに受付に連絡すると共に、受付の指示に従ってください。また、破損した器具等は弁償していただきます。

6 問合せ先

横浜川崎治水事務所川崎治水センター TEL 044-932-7211

(平日の、午前8時30分から午後4時45分までにお問合せください)